

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和6年6月3日

鳥取県総合芸術文化祭実行委員会

会長 藤 井 浩 基

1 業務の概要

- (1) 業務の名称 令和6年度鳥取県総合芸術文化祭・とりアート2024 広報業務
- (2) 業務の目的 鳥取県総合芸術文化祭（以下「とりアート」という。）及びその主催事業の開催内容を広く県民に周知し、興味関心を高める広報業務を行う。
- (3) 業務の内容 〔別添1〕令和6年度鳥取県総合芸術文化祭・とりアート2024 広報業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (4) 委託期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- (5) 委託上限額 2,200千円（消費税及び地方消費税の額を含む）

2 参加資格要件

令和6年度鳥取県総合芸術文化祭・とりアート2024 広報業務プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に参加できる者は次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 法人格を有していること。
- (3) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の審査手続きについて）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がイベント・広告・企画の広告・広報に登録されている者であること。
- (4) 本件調達の公告日から本件業務に係る提案書の提出日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 鳥取県内に本店、支店、営業所その他事業所を有する者であること。ただし、県内事業所に従業員が駐在していることが確認できる場合に限る。
- (6) 令和6年4月1日において、消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第7号の2に規定する適格請求書発行事業者（第57条の2第1項の規定による登録を受けた事業者をいう。）の登録を受けている者であること。

3 参加申込手続

本プロポーザルの参加に当たっては、以下の書類を期限内に提出すること。

なお、(1)アの申込書は、とりアートホームページ（<https://artsfriend.com/>）（以下「ホームページ」という。）から入手するものとする。

(1) 提出書類

- ア 企画提案参加申込書（様式第1号） 1部
- イ 登記事項証明書の写し 1部
- ウ 納税証明書（提案書の提出日前3ヶ月以内に発行されたもの。） 1部

法人税、消費税及び地方消費税（延滞税及び加算税を含む。）に未納がないことを証する納税証明書並びに鳥取県の県税（延滞金及び加算金を含み、地方消費税を除く。）に未納がないことを証する納税証明書

(2) 提出期間及び時間

令和6年6月3日（月）から令和6年6月20日（木）までの間の午前9時から午後5時までとし、送付による場合は、令和6年6月20日（木）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

(3) 提出方法

送付又は持参による。ただし、送付による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）による。

(4) その他

本プロポーザルへの参加は、上記3の（1）の提出書類を期日までに提出した者に限る。

4 質問の受付

- (1) 質問がある場合には「質問書」（様式第4号）により質問内容を明確に記載し、令和6年6月11日（火）午後5時までに電子メール又はファクシミリで質問する。なお、質問書はホームページから入手するものとする。
- (2) 質問への回答については、令和6年6月13日（木）午後5時までにホームページにおいて公表する。

5 企画提案書等の作成、提出

参加者は、以下の書類を期限内に提出すること。

なお、（1）はホームページから入手するものとする。

(1) 必要な書類

- ア 企画提案書（様式第2号）
- イ 事業者概要及び事業実績（様式第3号）
- ウ 過去の同種又は類似制作物 2点程度（写しでも可とする）

(2) 提出期間及び時間

令和6年6月3日（月）午前9時から6月30日（日）午後5時までとし、送付による場合は、令和6年6月30日（日）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

(3) 提出方法

3の（3）に同じ。

(4) 提案書の提出部数

正本1部及び副本3部（副本は、複写可とする。）

(5) その他

- ア 提出された提案書は返却しない。
- イ 提出書類に不備がある場合、当該応募は無効とする。なお、受理後は、理由を問わずその変更を認めない。
- ウ 提案書の提出後、提案書に係る個別事項に不明な点がある場合は、鳥取県総合芸術文化祭実行委員会（以下、「実行委員会」という。）から質問事項に関して文書等で照会するので、これについての回答を速やかに文書等で提出すること。

6 書類の提出先及び問合せ先

〒680-0017 鳥取市尚徳町101-5

鳥取県総合芸術文化祭実行委員会事務局〔公益財団法人鳥取県文化振興財団 鳥取県立県民文化会館内〕

電 話 0857-21-8700〔案内番号3〕（受付時間9:00～18:00）

*鳥取県立県民文化会館の休館日〔毎週月曜日（祝日の場合、翌平日休）〕を除く

ファクシミリ 0857-21-8705

電子メール toriart@torikenmin.jp

7 審査等

(1) 審査会の設置

- ア 提案書等を審査するため、令和6年度鳥取県総合芸術文化祭・とりアート2024広報業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。
- イ 審査会は提案書等の内容を評価し、順位を決定するものとする。
- ウ 審査会は、委員3名～5名程度で構成する。
- エ 審査にあたっては、提案者によるプレゼンテーションを実施するとともに、審査員からの質疑応答を行うこととする。
- オ 審査は書面に基づいて行う。なお、提案者に対しては必要に応じて、追加資料の提出等の対応を依頼する場合もある。

(2) 審査方法

令和6年度鳥取県総合芸術文化祭・とりアート2024広報業務プロポーザル審査要領に基づいて審査を行う。

(3) 選定方法

(1)による得点が最も高い者を最優秀参加者として選定する。なお、最優秀参加者以外の者についても得点順位付けを行う。

(4) 審査結果の通知・公表

- ア 審査結果は、審査会による協議の日から14日以内に文書で参加者全員に通知するとともに、その概要をとりアートのホームページ (<https://artsfriend.com/>) にて公表する。
- イ 通知の審査結果については、全ての参加者の順位及び得点とする。ただし、参加者名については、最高順位の参加者と当該通知の相手方のみ記載するものとする。
なお、ホームページに掲載する審査結果もすべての参加者の順位及び得点とするが、参加者名については、最高順位の参加者のみとする。

ウ 審査の過程は公表しない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

8 契約に関する事項

- (1) 上記7(3)により最優秀参加者として選定された者と契約締結について、再度調整及び協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、提案者の趣旨を逸脱しない範囲内での変更の協議を含む。なお、調整及び協議が不調なときは、7(2)により順位をつけられた上位の者から順に契約の締結の調整及び協議を行う。
- (2) 受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に実行委員会が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を実行委員会に支払わなければならない。

また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等(その役員及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

9 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

10 その他

- (1) 提案書の無効

2の参加資格要件を満たさない者が提出した提案書等及び虚偽の記載がなされた提案書等は、無

効とする。また、審査員又はその予定者に対し、本プロポーザルに関し働きかけを行った者は失格とする。

(2) 参加費用

本プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(3) 著作権の取扱い

ア 選定された者の提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあつては提案者に帰属するものとする。

イ 選定されなかった提案者の提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 実行委員会は提案者に対して、提案書に係る著作権の使用について一切の対価を支払わないものとする。

(4) 文書の開示

提出された実施計画提案書等は鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による文書の開示の対象とするが、参加者に無断で本件以外の用途には使用しない。

(5) 主なスケジュール

令和6年6月 3日（月）公募開始

令和6年6月11日（火）午後5時 提案書等作成等に関する質問期限

令和6年6月13日（木）午後5時 提案書等作成等に関する質問への回答

令和6年6月20日（木）企画提案参加申込書類提出期限

令和6年6月30日（日）午後5時 企画提案書提出期限

令和6年7月 5日（金）プロポーザル審査会実施

審査会による協議の日から14日以内 審査結果の通知・契約協議開始

(6) その他

詳細は、令和6年度鳥取県総合芸術文化祭・とりアート2024 広報業務プロポーザル審査要領による。